

選択的介護モデル事業について

1. モデル事業の実施状況について

(1) 平成30年度モデル事業利用者数の推移（延べ契約件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度※
利用者数	19	36	48

※令和年度は1月末現在

※サービス区分ごとの内訳（令和3年度）は、居宅内32件、居宅外11件、見守り等12件（同一の利用者が複数のサービス区分を利用しているケースがあるため、各区分の合計は上記の契約件数とは一致しない）

(2) 令和元年度モデル事業利用者数の推移（延べ契約件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度※
利用者数	-	6	9

※令和年度は1月末現在

※利用サービス区分はすべて「IOT機器等を活用した在宅支援サービス（居宅介護支援）」であり、通所介護での利用実績は0件となっている。

2. 効果等検証について（令和2年度実施分）

- 平成30年度モデル事業においては個別事例の深堀を行うためのヒアリング調査を実施
- 令和元年度モデル事業においては事業者・ケアマネジャーへのヒアリング調査のほか、多職種連携に向けたと意見交換を実施

3. モデル事業により得られた成果

○モデル事業の実施により、以下のような成果を確認することができた

<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者及び家族の利便性・満足度・安心感が向上すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者や家族の満足度は高く、サービス利用による利便性の向上、安心感が得られたとの意見が確認できた
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅生活の継続に資すること（自立支援を阻害しないこと）
<ul style="list-style-type: none"> ➢ サービスの利用が在宅生活の継続に資する可能性が確認できた ➢ サービスの利用が生活リズムの安定、利用者の意欲向上等、自立支援につながる事例がみられた
<ul style="list-style-type: none"> ● ケアの効率や質的向上に資すること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者の情報をより詳細に把握することで、効果的なケアに繋がることが確認できた ➢ 保険外サービスをケアプランに位置付けることへの認識が高まる等、ケアマネジャーの意識の変容につながった
<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種連携の促進に資する可能性があること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ センサーデータに基づいた医療職への情報提供が処方の見直しにつながる等、連携事例が確認できた
<ul style="list-style-type: none"> ● より効果的な支援に繋がる可能性があること
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険外サービスを組み合わせることで、より状況に応じたサービス提供に繋がった事例がみられた ➢ センサーデータの活用により、利用者の生活環境の改善や提供サービスの見直しにつながった事例がみられた

4. モデル事業を踏まえた課題。

(1) 平成30年度モデル事業を踏まえた課題

● 一層の利用拡大に向けた施策の検討
➢ 選択的介護について十分に理解し、利用者に積極的に提案していくケアマネジャーは一定程度いるが、拡大していく余地がある
➢ 利用者ニーズがあっても利用している介護事業者が選択的介護を提供しておらず、利用に至らないケースも多い。
➢ 利用拡大に向けて、提供事業者の拡大、事業者・ケアマネジャー・利用者それぞれへの更なる理解促進が必要

(2) 令和元年度モデル事業を踏まえた課題

● データの効果的な活用方法の整理
➢ 収集したデータのより効果的な活用のためには、活用可能な場面の想定やそれに応じたデータの活用方法等について更なる検討が必要である
➢ 利用対象や目的に合致した効果的なデータの見せ方等についての検討も重要である
● 費用負担のあり方の検討
➢ モデル事業においては保険外サービスとしての提供であったが、今後の普及のためにはモデル事業で得られた効果とその受益者等を踏まえ、費用負担のあり方について検討する余地がある
● モデル事業により得られた効果等についての周知・情報提供の実施
➢ モデル事業により一定の効果を確認できたが、さらなるサービス利用の促進に向けては、サービスの有効性についての周知、情報提供の実施も重要である

5. 次年度以降の実施事項について

モデル事業で得られた成果や課題等を踏まえ、次年度以降は以下のような取組を実施予定

(1) 豊島区の実施事項

区内での保険外サービスの適切な提供と普及拡大のため、以下の取組をおこなう。

- ・ 選択的介護実施事業者登録制度の導入
- ・ 普及パンフレットの作成・周知
- ・ 保険外サービス情報の収集と発信
- ・ 実務者研の実施

(2) 東京都の実施事項

モデル事業の成果等をまとめた報告書の公表と都内区市町村への配布により、他地域への普及を図るとともに、選択的介護に係る取組を実施する市区町村への支援を行う。